平成２８年（フ）第２６７号
愛媛県松山市高岡町403番地44
債務者　藤本　麻希
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２８５号
愛媛県松山市空港通１丁目５番４号
債務者　得能　和美
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９５号
愛媛県新居浜市吉岡町２番６号
債務者　河野　　司
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第１７４号
佐賀県神埼市神埼町城原680番地１　アトレ城原Ｉ　101号、住民票上の住所佐賀県神埼郡吉野ヶ里町松隈1116番地
債務者　鶴田　佳介
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２１２号
佐賀市神園３丁目３番５号
債務者　座木　　隆
1　決定年月日時　平成28年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９２号
愛知県田原市池尻町上り世古23番地、前住所佐賀県藤津郡太良町大字多良1903番地
債務者　野副　博文
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第８１号
福島市所窪１番地の１　市住３―24
債務者　橘内　幸恵
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第２２７号
兵庫県宝塚市中州１丁目３番44号　五月荘園102
債務者　村上　康一
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２２８号
兵庫県宝塚市中州１丁目３番44号　五月荘園102
債務者　村上　　晶
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１８４号
奈良県御所市大字三室７番地の３
債務者　辻田　千晴（旧姓木越・藤代）
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１９７号
奈良県橿原市川西町96番地　橿原県営住宅Ａ13棟503号
債務者　澤井　尚美
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１５０号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿丙392番地１、住民票上の住所佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲3073番地29
債務者　山口　英紀
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１５１号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿丙2400番地　御厨アパート１Ｆ６号、前住所北九州市門司区西新町１丁目３番30号
債務者　有水　栄一
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第７８号
石川県加賀市動橋町ロ42番地の３
債務者　米口ゆかり
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第８０号
石川県加賀市動橋町ロ42番地の３
債務者　米口　和洋
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第９０号
石川県加賀市山中温泉栄町ホ25番地２、従前の住所石川県加賀市津波倉町ニ15番地１
債務者　佐竹　雄希
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第７８５号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１ポートアイランド団地63棟110号
債務者　金谷　整宏
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部